

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月12日

【四半期会計期間】 第91期第2四半期(自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社ダイドーリミテッド

【英訳名】 DAIDOH LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大川 伸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理財務担当 福 羅 喜 代 志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経理財務担当 福 羅 喜 代 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の連結子会社である株式会社ダイナシティは、平成28年1月12日に神田税務署より平成24年3月期及び平成25年3月期の「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」を受領いたしました。

株式会社ダイナシティは、納税にあたり設立当初より青色申告書の提出を行い、平成23年3月期から平成25年3月期まで繰越欠損金の損金算入を実施し、それが受理されてまいりました。当社は、当社子会社が適正に青色申告の申請を行い、これまで適正な申告・納税を行ってきたと考えております。

しかしながら今回の更正通知は、その青色申告が無効であり、一部の繰越欠損金の損金算入が過大であるとして、当該繰越欠損金により控除した税額の負担を当社子会社に求めるものであります。

当社といたしましては、今回の更正処分を不服と考え不服申し立てを行う予定です。

本件による影響は主として過年度の連結業績に関わるものであるため、影響する期間にわたり訂正処理を行いました。

これらの決算訂正により、当社が平成25年11月14日に提出いたしました第91期第2四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けしており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、訂正箇所を含め訂正後のみ全文を記載しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 第2四半期 連結累計期間	第91期 第2四半期 連結累計期間	第90期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	12,652	12,027	27,663
経常利益又は経常損失() (百万円)	298	588	1,075
四半期純損失() 又は当期純利益 (百万円)	<u>286</u>	597	<u>361</u>
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	<u>759</u>	311	<u>2,361</u>
純資産額 (百万円)	<u>22,546</u>	<u>24,280</u>	<u>25,333</u>
総資産額 (百万円)	<u>46,154</u>	<u>46,075</u>	<u>48,671</u>
1株当たり四半期純損失金額 ()又は当期純利益金額 (円)	<u>8.43</u>	17.61	<u>10.65</u>
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	<u>10.58</u>
自己資本比率 (%)	<u>48.4</u>	<u>52.3</u>	<u>51.6</u>
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,025	267	2,992
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	316	553	592
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,371	1,095	2,275
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,174	2,323	4,183

回次	第90期 第2四半期 連結会計期間	第91期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	5.15	13.06

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を含んでおりません。
- 3 第90期第2四半期連結累計期間、第91期第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日～平成25年9月30日）におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策などの効果により、円高是正や株価上昇の動きなど国内経済の回復の兆しが見られました。しかしながら、不安定な世界経済などの影響も受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

衣料品業界におきましては、資産効果や景気回復の期待感はあるものの全体の消費マインドの改善にはいたらず、引き続き厳しい状況下にあります。

このような経営環境が続くなか、当社グループは「お客様第一」「品質本位」の基本理念を基に経営の効率化をすすめております。

当第2四半期連結累計期間における衣料事業の中国工場群におきましては、引き続き経費の削減など事業の効率化を進めてまいりました。

衣料事業の衣料品販売部門におきましては、株式会社ニューヨーカーは商品構成の見直しやオンラインストアの拡充などをおこない、売上高は前年同四半期とほぼ同じ水準となりました。一方、OEM（取引先ブランド製造卸）は利益率・資金効率の低い事業を縮小したため、売上高は前年同四半期比で減少いたしました。

不動産賃貸事業におきましては、小田原の商業施設「ダイナシティ」のリニューアル実施による影響等で、売上高は前年同四半期比で減少いたしました。

当第2四半期連結累計期間の売上総利益は、衣料事業の中国工場群における製造経費の増加や不動産賃貸事業の売上高の減少等により、前年同四半期に比べ440百万円減少いたしました。

当第2四半期連結累計期間の営業損失は、減価償却費や広告宣伝費等の増加はありましたが貸倒引当金繰入額等の減少により販売費及び一般管理費はほぼ横ばいとなり、売上総利益の減少により、前年同四半期に比べ430百万円増加いたしました。

当第2四半期連結累計期間の経常損失は、営業外費用の減少に加え持分法投資利益を計上いたしましたが、営業損失の増加により、前年同四半期に比べ290百万円増加いたしました。

当第2四半期連結累計期間の四半期純損失は、法人税等の減少はありましたが、経常損失の増加により、前年同四半期に比べ310百万円増加いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は12,027百万円（前年同四半期比4.9%減）、営業損失は817百万円（前年同四半期は営業損失387百万円）、経常損失は588百万円（前年同四半期は経常損失298百万円）、四半期純損失は597百万円（前年同四半期は四半期純損失286百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

衣料事業

当第2四半期連結累計期間における売上高は、前年同四半期と比較して346百万円減少し、9,990百万円（前年同四半期比3.4%減）、セグメント損失は、前年同四半期と比較して233百万円増加し、1,220百万円（前年同四半期はセグメント損失987百万円）となりました。

不動産賃貸事業

当第2四半期連結累計期間における売上高は、前年同四半期と比較して282百万円減少し、2,136百万円（前年同四半期比11.7%減）、セグメント利益は、前年同四半期と比較して178百万円減少し、395百万円（前年同四半期はセグメント利益574百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して2,596百万円減少し、46,075百万円（前連結会計年度末比5.3%減）となりました。この主な内容は、現金及び預金の減少や投資有価証券の時価評価による影響等であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末と比較して1,053百万円減少して24,280百万円（前連結会計年度末比4.2%減）となり、自己資本比率は52.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,859百万円減少し2,323百万円（前年同四半期比149百万円の増加）となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失615百万円に、減価償却費1,098百万円、売上債権の減少770百万円、仕入債務の増加346百万円等がありましたが、棚卸資産の増加240百万円、預り保証金の減少620百万円、法人税等の支払による支出1,133百万円等により、267百万円の支出超過（前年同四半期は1,025百万円の収入超過）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出454百万円等により、553百万円の支出超過（前年同四半期は316百万円の支出超過）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額713百万円、長期借入金の返済による支出830百万円及び短期借入金の増加530百万円等により、1,095百万円の支出超過（前年同四半期は1,371百万円の支出超過）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,696,897	37,696,897	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	37,696,897	37,696,897	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月1日
新株予約権の数	750個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	75,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円(注1)
新株予約権の行使期間	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)および監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下「地位喪失日」という。)から1年を経過した日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成54年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成54年7月1日から平成55年7月18日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	37,696	-	6,891	-	7,147

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成25年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社オンワードホールディングス	東京都中央区京橋1丁目7-1	7,600	20.16
株式会社ソトー	愛知県一宮市菟屋5丁目1-1	1,595	4.23
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2 (注)1	1,292	3.43
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	1,134	3.01
株式会社みずほ銀行 (注)2	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	1,128	2.99
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	931	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口) (注)3	東京都中央区晴海1丁目8-11	835	2.22
ガイドーリミテッド取引先持株会	東京都千代田区外神田3丁目1-16	540	1.43
羽 鳥 嘉 彌	東京都世田谷区	517	1.37
大 居 堅 一	東京都文京区	500	1.33
計		16,074	42.64

- (注) 1 三井住友海上保険株式会社は、平成25年10月1日付で本店住所を東京都千代田区神田駿河台3-9へ移転しております。
- 2 株式会社みずほコーポレート銀行と株式会社みずほ銀行は平成25年7月1日付で合併し、株式会社みずほ銀行となりました。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)で年金信託111千株、投資信託579千株が含まれております。
- 4 上記のほか、自己株式が3,722千株あります。なお自己株式については、平成25年9月30日現在において資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式1,755千株を自己株式に含めております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,722,400	17,555	単元株式数は100株 であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,955,500	339,555	同上
単元未満株式	普通株式 18,997	-	同上
発行済株式総数	37,696,897	-	-
総株主の議決権	-	357,110	-

(注) 単元未満株式数には、当社所有の自己株式が59株含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社グライダーリミテッド	東京都千代田区 外神田三丁目 1番16号	1,966,900	1,755,500	3,722,400	9.87
計	-	1,966,900	1,755,500	3,722,400	9.87

(注) 当社は、「株式給付信託(J-E S O P)」導入に伴い、平成21年4月1日付で自己株式428,500株および平成24年12月13日付で自己株式1,500,000株を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(東京都中央区晴海1丁目8番12号)へ拋出してあります。なお、自己株式数については、平成25年9月30日現在において信託E口が所有する当社株式(1,755,500株)を自己株式数に含めてあります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成25年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,183	2,323
受取手形及び売掛金	3,132	2,457
有価証券	11,714	-
たな卸資産	1 5,186	1 5,655
その他	1,420	1,659
貸倒引当金	46	59
流動資産合計	25,591	12,037
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,445	8,136
その他（純額）	3,284	3,475
有形固定資産合計	11,730	11,612
無形固定資産		
1,219	1,219	1,194
投資その他の資産		
投資有価証券	7,807	18,742
その他	2,705	2,858
貸倒引当金	382	369
投資その他の資産合計	10,130	21,231
固定資産合計	23,080	34,038
資産合計	48,671	46,075

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	947	1,364
短期借入金	3,860	4,390
1年内返済予定の長期借入金	1,660	1,660
未払法人税等	1,322	720
賞与引当金	60	131
ポイント引当金	67	46
その他	2,914	2,391
流動負債合計	10,832	10,705
固定負債		
長期借入金	4,510	3,680
長期預り保証金	6,376	6,099
その他	1,619	1,310
固定負債合計	12,505	11,090
負債合計	23,338	21,795
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金	8,657	8,612
利益剰余金	11,575	10,262
自己株式	3,849	3,764
株主資本合計	23,276	22,002
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,414	766
為替換算調整勘定	405	1,332
その他の包括利益累計額合計	1,819	2,098
新株予約権	153	88
少数株主持分	84	90
純資産合計	25,333	24,280
負債純資産合計	48,671	46,075

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	12,652	12,027
売上原価	6,518	6,333
売上総利益	6,133	5,693
販売費及び一般管理費	1 6,521	1 6,510
営業損失()	387	817
営業外収益		
受取利息	231	156
受取配当金	106	105
持分法による投資利益	-	63
その他	64	97
営業外収益合計	402	422
営業外費用		
支払利息	159	131
為替差損	45	13
持分法による投資損失	79	-
その他	29	49
営業外費用合計	313	194
経常損失()	298	588
特別利益		
新株予約権戻入益	-	62
投資有価証券売却益	121	-
その他	0	0
特別利益合計	121	62
特別損失		
固定資産除売却損	11	30
事業構造改善費用	-	56
その他	3	2
特別損失合計	14	88
税金等調整前四半期純損失()	191	615
法人税、住民税及び事業税	330	249
法人税等調整額	230	260
法人税等合計	99	11
少数株主損益調整前四半期純損失()	291	604
少数株主損失()	4	6
四半期純損失()	286	597

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	291	604
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	556	647
為替換算調整勘定	87	914
持分法適用会社に対する持分相当額	0	25
その他の包括利益合計	468	292
四半期包括利益	759	311
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	756	317
少数株主に係る四半期包括利益	2	6

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	191	615
減価償却費	952	1,098
受取利息及び受取配当金	338	262
支払利息	159	131
持分法による投資損益(は益)	79	63
投資有価証券売却損益(は益)	121	-
売上債権の増減額(は増加)	1,343	770
たな卸資産の増減額(は増加)	436	240
仕入債務の増減額(は減少)	88	346
預り保証金の増減額(は減少)	69	620
その他	277	33
小計	1,189	579
利息及び配当金の受取額	372	136
利息の支払額	128	103
特別退職金の支払額	61	26
法人税等の支払額	550	1,133
法人税等の還付額	203	280
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,025	267
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の純増減額(は増加)	-	11,700
投資有価証券の取得による支出	167	11,857
有形固定資産の取得による支出	278	454
その他	129	57
投資活動によるキャッシュ・フロー	316	553
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	530
長期借入金の返済による支出	500	830
配当金の支払額	688	713
その他	182	82
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,371	1,095
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	57
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	662	1,859
現金及び現金同等物の期首残高	2,837	4,183
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,174	1 2,323

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結会計期間において、愛雅仕商貿(北京)有限公司は、平成25年9月30日現在、清算手続中ではありますが、平成25年9月2日付で残余財産の分配を終了しているため、連結の範囲から除外しております。ただし、連結の範囲から除くまでの損益及びキャッシュ・フローは四半期連結財務諸表に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
商品及び製品	3,318百万円	4,016百万円
仕掛品	837百万円	990百万円
原材料及び貯蔵品	1,030百万円	648百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
従業員給料及び手当	1,587百万円	1,588百万円
賞与引当金繰入額	63百万円	64百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	2,174百万円	2,323百万円
現金及び現金同等物	2,174百万円	2,323百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	688	20.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金6百万円を含んでおりま
す。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期
間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	341	10.00	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2百万円を含んでおりま
す。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	713	20.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金35百万円を含んでおりま
す。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期
間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	357	10.00	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金17百万円を含んでおりま
す。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	10,336	2,315	12,652	-	12,652
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	103	103	103	-
計	10,336	2,418	12,755	103	12,652
セグメント利益又は損失()	987	574	412	25	387

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額25百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用24百万円が含まれております。全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	9,990	2,037	12,027	-	12,027
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	99	99	99	-
計	9,990	2,136	12,126	99	12,027
セグメント利益又は損失()	1,220	395	824	7	817

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額7百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用6百万円が含まれております。全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額を算定するための普通株式の期中平均自己株式数においては、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式について、四半期連結財務諸表において自己株式として会計処理していることから、「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	8円43銭	17円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	286	597
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	286	597
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,046	33,912
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

平成25年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 - - - - - 357百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 - - - - - 10円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 - - - 平成25年12月3日
- (注) 平成25年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社ガイドーリミテッド
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日高真理子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唯根 欣三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉岡 昌樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイドーリミテッドの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガイドーリミテッド及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成25年11月14日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。